**広島県告示第六百五十四号**

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年六月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

| 指定居宅サービス事業者 | | 居宅サービス事業を行う事業所 | | 指定年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 | |
| 医療法人社団福寿草 | 福山市引野町一―二二―二八 | かわもと脳神経リハビリセンター | 福山市引野町一―二二―二八 | 平成一九年四月一日 |
| 医療法人ユア・メディック | 広島市安佐南区祇園二丁目四四番六号 | 頼島内科外科医院 | 広島市安佐南区祇園二丁目四四番六号 | 平成一九年四月一日 |
| 国家公務員共済組合連合会 | 東京都千代田区九段南一―一―一〇 | 国家公務員共済組合連合会呉共済病院忠海分院 | 竹原市忠海中町二―二―四五 | 平成一九年五月一日 |